6月5日(月)から予約受付開始 7月からパートナーシップ宣誓制度がスタート

「人権を尊重し多様性を認めあう社会づくり」を推進するため、性的少数者を含むカップルや婚姻届を出していない事実婚である方々が自分らしく生きることを応援する、「秦野市パートナーシップ宣誓制度」を7月1日(土)から開始します。

1 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、 継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓した 2 人に 対して、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」「宣誓書受領証カード」を 交付する制度です。

2 宣誓できる人(次の要件を全て満たす人)

- (1) 互いにパートナーシップの関係にある
- (2) 成年に達している(18歳以上)
- (3) 市内で同居、または1人が市内在住で、もう1人が3カ月以内に同居 予定
- (4) 現に婚姻していない
- (5) 宣誓者以外の相手とパートナーシップの関係にない
- (6) 互いに近親者ではない(ただし、宣誓者同士が養子縁組をしている場合 は除く)

3 宣誓の流れ

- (1) 事前予約 希望する日の1週間前までに宣誓日時を予約 ※6月5日(月)から予約の受け付けを開始
- (2) 宣誓当日 2人で市役所へ来庁。必要書類を提出し、宣誓書等に 記入
- (3) 受領証の交付 要件等の確認後、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「宣誓書受領証カード(希望者のみ)」を即日交付

4 必要書類

(1) 住所確認書類(住民票の写しなど)

- (2) 独身の確認書類 (戸籍抄本など)
- (3) 本人確認書類
- (4) 通称名を使う場合は確認書類

5 受領証の提示で受けられる行政サービス

- (1) 市営住宅の申し込み (家族として入居可)
- (2) 市税に関する証明書の交付申請(原則委任状を省略可)

6 今後の取り組み

本市で宣誓書受領証の交付を受けた方が他市町村へ転出、または、他市町村で宣誓書受領証の交付を受けた方が転入した場合に、引っ越し先の市町村でも、パートナーシップ宣誓制度の適用が継続できるよう、近隣市町村との広域的な連携を進めていきます。

7 宣誓書受領証カードのイメージ



このカードは、お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同性活を行うことを約束した関係であると宣誓されたことを、秦野市として証するものです。 法的な効力はありませんが、このカードの掲示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

一

「神上の氏名等(所名を使用している場合)本人

「パートナー

「緊急・断絡先(記入は自由です。)
私(本人)が急病やけが等で方が一の場合、パートナーへ連絡してください。

「パートナーの連絡先 本人自署

(表面) (裏面)

問い合わせ

市民相談人権課人権推進担当 電話0463(82)7618